

令和5年度

第10回

多良木町農業委員会総会議事録

令和5年12月11日

多良木町農業委員会

令和5年度 第10回 多良木町農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年12月11日(月) 午前9時

2 場所 2階 庁議室

3 出席委員

1番	田中 英一	2番	田嶋 英功	3番	本田 茂	4番	川邊 優二
5番	北崎 義郎	6番	川越 恭子	7番	源島 伸次	8番	井上 成二
9番	福屋 豊	10番	中村 一浩	11番	武藤 和弘	12番	西野 幹秀
13番	尾方 隆博	14番	中神 久一郎	15番	岩野 満	16番	塩塚 一博
17番	松岡 忠治	18番	猪口 秀利	19番	舟守 隆	20番	星原 幸広

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--	--	--

5 事務局出席

局長	魚住 雅彦	主事	一川 貴史				
----	-------	----	-------	--	--	--	--

6 議事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第27号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見について

日程第4 議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

日程第5 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について

日程第6 次回総会に伴う事前調査委員の指名

○事務局長 定刻前ですが、本日出席の委員の皆様がおそろいですので、始めさせていただきたい
と思います。皆様ご起立をお願いいたします。こんにちは。

○各委員 こんにちは。

○事務局長 ご着席ください。議事に入るまで本総会を事務局にて進めさせていただきます。よろ
しくお願いいたします。本日は全員出席ですので、会議は成立しております。それでは、ただ
いまより、令和5年度第10回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開会に当たり、会
長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 はい。皆さんこんにちは。

○各委員 こんにちは。

○会長 (会長挨拶)

○事務局長 ありがとうございます。それでは、会議規則第4条の規定により、会長は総会の議
長となり、議事を整理するとなっておりますので、この後の議事進行につきましては、田中会
長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 はい。それでは、議事に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録
署名委員に、10番の中村委員、2番の田嶋委員の指名をいたします。お願いします。続きまし
て日程第2、議案第26号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定につ
いて、を議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 それでは、日程第 2、議案第 26 号の説明をさせていただきます。配付しております議事日程表 1 ページをお願いいたします。お聞き頂きましたでしょうか。日程第 2、議案第 26 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり、農地の権利移転について、許可申請がありましたので、許可、不許可についての意見を決定するものでございます。今回は 1 件の許可申請があつております。番号 1、譲渡人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。申請物件、大字〇〇〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番ほか〇筆の計〇筆となっております。地目は登記現況とも〇、面積計の〇〇〇平米です。権利の内容、申請事由、経営面積、稼働人員は記載のとおりとなっております。現地につきましては 2 ページをご覧ください。2 ページ地図では、中央より少し下のほうの黒枠で囲んだ箇所となっております。右のほうに拡大を載せております。位置を説明させていただきます。移転いたしました多良木中学校から南に約〇〇〇メートル、町道新村下原田線の南側にある農地です。今回、譲受人となる浜岡さんのご自宅から約〇〇メートル北側にある農地となっております。なお今回、こちらの農地につきましては今回の多良木町の農地とあさぎり町岡原にある農地とございましたが、どちらとも譲渡人の方の希望により無償ということになっております。以上で説明を終わります。

○議長 はい、続けて事前調査報告をお願いいたします。

○5 番委員 はい。議案第 26 号の農地法第 3 条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回

1 件の申請がありましたが、先週 8 日金曜日に、18 番井口委員、19 番舟守委員、5 番私北崎で調査いたしました。番号 1 の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地となります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する不許可の要件に該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、対価につきましては、譲渡人の申出により無償となっております。以上です。

○議長 はい。ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

○11 番委員 11 番。

○議長 はい、11 番。

○11 番委員 11 番、武藤です。譲渡人と、譲受人の関係性は。

○議長 はい、事務局。

○事務局長 はい、事務局長。こちらの関係につきましては、親戚とかそういうものではございませんで、今回譲渡人の方が、自分の農地を誰かに譲りたいということで農業委員会のほうに、ご相談がありまして、今回、川越委員に動いていただいて、いろいろと尋ねていただいた結果、近所の〇〇さんのほうが譲受けをされたということでございます。

○11 番委員 分かりました。

○議長 はい。ほかに何かございませんか。

○各委員 ありません。

○議長 ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第 3、議案第 27 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見について、を議題といたします。本件については議事参与の案件がございますので、私と塩塚委員は退席をお願いいたします。なお、退席時の議事進行については、2 番の田嶋委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。それでは退席をします。

○2 番委員 ただいま、会長が議事参与ということで退席をされましたので代理で議長を務めさせていただきます。着座にて、進行させていただきます。それでは日程第 3、議案第 27 号農業経営基盤強化促進法に基づく多良木町農用地利用集積計画に対する意見について、退席された方の説明をお願いします。

○主事 はい、事務局。

○2 番委員 はい、事務局。

○主事 日程第 3、議案第 27 号、農業経営基盤強化促進法に基づく多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、令和 5 年第 12 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 56 号、附則第 5 条第 1 項の規定による別紙計画書について、12 月 1 日付で多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは退席されました方の集積計画についてご説明します。別冊

ございませんか。すいませんが、〇〇〇〇〇の5年間期間借地の経緯などを教えてもらえたら
と思います。

○主事 こちらの〇〇〇〇〇が借りられる後につきましては、表のほうは〇〇〇〇〇さんのほうがつくられて、裏のほうで〇〇〇〇〇が麦のほうが作られることになっております。

○2番委員 何か質問等ございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。この件につきまして、ご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○2番委員 はい。異議なしと認め、この件につきましては決定をいたします。議事参与の件が終わりましたので、それで議長を退席させていただきます。

○議長 田嶋委員にはお世話になりました。それでは、残りの案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○主事 はい、事務局。

○議長 はい、事務局。

○主事 それでは、別冊の総括表にてご説明いたします。1ページ目をお願いします。まず、賃借権の新設定です。新設定が2件で田が、1万3248平米。計の1万3248平米。3年が1件、10年が1件となっております。続きまして再設定です。再設定が26件で、田が8万7488平米、畑が53平米。計の8万7541平米です。1年が2件、2年が2件、3年が8件、4年が1件、5年が6件、6年が1件、10年が6件となっております。賃借権の合計が28件で、田が10万

736 平米、畑が 53 平米、10 万 789 平米です。続きまして使用貸借権です。新設定が 1 件で、田が 98 平米、計の 98 平米。10 年が 1 件となっております。続きまして再設定です。再設定が 4 件で、田が 4740 平米、畑が 104 平米、計の 4844 平米。3 年が 1 件、5 年が 2 件、10 年が 1 件となっております。使用貸借権の合計が 5 件で、田が 4838 平米、畑が 104 平米、計の 4942 平米となっております。続きまして公社借入れです。5 年が 5 件で田が 1 万 9318 平米、計の 1 万 9318 平米となっております。続きまして公社貸付けです。5 年が 3 件で、田が 2 万 1538 平米、計の 2 万 1538 平米となっております。続きまして、期間借地権です。5 年が 2 件で、田が 4892 平米、計の 4892 平米となっております。以上の計画要請の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 56 号附則第 5 条第 1 項に定める。農用地利用集積計画の農地の効率的利用、従事日数など、各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より、残りの案件について説明がございましたが、皆さん方向かご意見はございませんか。

○13 番委員 13 番。

○議長 はい、13 番。

○13 番委員 すいません、13 ページの使用貸借権の〇〇〇〇さんが再設定になってるんですけど、これは新と違うですかね。

○議長 事務局。

○事務局長 はい、事務局。使用貸借権の設定につきましては貸借者ではなく、農地に付いている
ということでございましたので、今回、貸借権を結ばれました農地につきましては、以前こち
らの農地に貸借権の設定がなされたという経緯がありまして、〇〇〇〇さんと今回貸し手の方
との貸借は初めてなんですけども、この農地については、再設定ということで再としていると
ころです。

○13番委員 前、誰か借りたんですか。

○2番委員 〇〇さんが借りられてました。

○13番委員 ああ、そうですか。

○議長 よろしいでしょうか。ほかに何かございませんか。

○各委員 ありません。

○議長 ないようでしたら、お諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第4、
議案第28号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)
に対する意見について、を議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたしま
す。

○主事 はい、事務局

○議長 はい、事務局。

○主事 日程第 4、議案第 28 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく多良木町農用地

利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について、令和 5 年第 1 回多良木町農用地利用集積等促進計画（案）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律、平成 25 年法律第 10 号、第 19 条の規定による別紙計画書について、11 月 30 日付けで鍵町長より、農用地利用集積促進計画の設定を求められております。こちらの農地中間管理、事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について説明いたします。農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、令和 5 年 4 月から、農地の貸借は全て、農地中間管理事業による貸借、いわゆる農業公社を通しての貸借が基本となりますが、経過措置期間があり、令和 7 年 3 月まではこれまでどおりの相対による貸借が議案第 27 号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により、認可できることになっております。なお、農地中間管理事業による貸借は、一筆の農地に対し、出し手の農業公社による公社借入れ、農業公社と受け手による公社貸付けという二つの貸借契約がされています。今回の法改正により、新規で農地中間管理事業による貸借を行う場合、いわゆる公社借入れと公社貸付けを同時に行う場合は、経過措置期間中ということで、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により認可できることになっております。しかし、貸借条件はそのまま、受け手となる耕作者だけに変更になる公社貸付けのみの場合、または、貸借期間が満了し、改めて更新する場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用集積等促進計画での認可が必要となっております。今回の案件は、農地中間管理事業の貸借により、これまで、〇〇〇〇〇が受け手とられていまし

たが、貸借の残り期間を別の受け手に変更されることとなった、法律改正後初めての案件になります。今後、同様の貸借があった場合は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画による 2 本立ての議案で出てまいります。令和 7 年 3 月までは、二つの法律に基づく貸借がされるということになっております。それでは、別冊の集積計画書の総括表にてご説明いたします。1 ページ目をお願いします。公社借入れはありません。公社貸付けのみとなっており、賃借権の再設定が 1 件で、田が 2317 平米、計の 2317 平米。6 年が 1 件となっております。賃借権の合計が 1 件で、田が 2317 平米、計の 2317 平米となっております。以上の計画要請の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律、平成 25 年法律第 10 号、第 18 条第 5 項に定める農用地利用集積等促進計画の農地の効率的利用、従事日数など各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、皆さん方何かご意見はございませんか。

○各委員 ありません。

○議長 皆さん、わかれたですか。今、読上げた紙をコピーして皆に配ったらみんな理解するかと思うばってんね。だいたい、いつまでにしなくちゃいけないのか。

○事務局長 基盤法の改正があつてのものですから、地域計画を定めるまでは今までの集積計画でも定めることができるということを、改正法の附則に記載してありまして、今後、地域計画を定めてしまうと今、一川が説明した中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借 1 本になっ

てくるんですけども、今のところ本町では地域計画を定めていないため、両方の法律に基づいて、今回の公社を通じた貸借については中間管理事業に関するということで、別で計画を定めているというような状況でございます。

○6番委員 使用貸借の変更がなければ、もうそのまんま、二つ、今までどおりでよかったとやろうばってん、変更の生じたけん、調整かけんばんようになったということでしょうかね。使用貸借の相手先が、公社の相手先が変更になったかな。〇〇から〇〇さんに設計変更になった、変更がなくてそのまま使用貸借が結ばれとつとならば、今までの利用集積事業で、今までの最初の議案にあったような形で進んでよかったけれど、法律が二つの法律が同時に進行し要件変更があった場合は、今度新しい法律のところで調整をかけなければいけないということで、こういうことになったっていう解釈であってしまう。

○主事 はい。

○3番委員 わかりやすかったです。

○議長 法律の改正があつとるもんでですね、借地期間が満了すればもう順次こう、公社を通じた貸借に移行していくということですね。期間満了で今後更新するときには、公社を通じて契約を進めていかんばんってわけですね。ということですがほかに何かご意見はございませんか。後で、そのコピーでもしてもらって、今次の総会で配ってください。

○主事 はい。

○13番委員 1回、それについての勉強会のごたる感じでまた、みんなにわかごたる感じで話し

てもらえば助かる。

○主事 はい。

○議長 もうちょっとかみ砕いた内容で資料を作ってもらってお願いします。それではただいまの議案第 28 号について、何か。ご意見はないようでしたら、皆さん方よろしいですかね。

○各委員 はい。

○議長 異議なしということで、それでは、続けてまいります。日程第 5、報告第 8 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、を議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 5 ページをお願いいたします。日程第 5、報告第 8 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和 5 年 10 月 26 日から令和 5 年 11 月 27 日まで分となります。こちらにつきましては、解約後のその後の農地の耕作者の方の報告にかえさせていただきます。番号 1、次期耕作者未定です。こちらは売買を希望されております。番号 2、次期耕作者、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇の方となっております。番号 3、次期耕作者、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇の方となっております。番号 4、次期耕作者は未定となっております。番号 5、次期耕作者、〇〇〇〇さんとなっております。番号 6、次期耕作者、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇の方となっております。番号 7、次期耕作者、〇〇〇〇〇〇となっております。番号

8、次期耕作者、〇〇〇〇さんとなっております。番号9、次期耕作者、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇の方となっております。番号10、次期耕作者、〇〇〇〇さんとなっております。番号11、次期耕作者、〇〇〇〇さんとなっております。以上、報告を終わります。

○議長 はい。ただいま本件について事務局より説明がございましたが、皆さん方何かご質問はございませんか。

○20番委員 よかですか。

○議長 はい、20番。

○20番委員 20番です。番号5、ちょっと解約理由のところの、誤字じゃなかったなと思ってから。賃人になつとる。はい。というふうに気づきましたので訂正をお願いします。

○議長 ありがとうございます。正確には何ですか。

○事務局長 ここは貸人です。

○議長 ほかに何かございませんか。

○13番委員 はい。

○議長 はい、13番。

○13番委員 8ページの8番の〇〇〇〇さんの〇〇〇〇平方メートルですけど、これって新規就農者の方ですけども、これって、本田さん大丈夫ですかね。

○3番委員 はい、3番。担当がですね、ここは2番の田嶋さんの担当で、田嶋さんをお願いしたいと思います。

○2番委員 2番。これは、私が担当いたしました。〇〇さんのほうからですね、もともと〇〇〇

さんが借りておられたんですけど、今作の稲刈りをもって、ちょっと返すということで、新しく借主を探してくれということで、私も〇〇君のほうから、田んぼを探してほしいということでありまして、今ですね、所有者さんとの話し合いのうえ、もう溝を掘って耕運して、タマネギの播種も、されてるということで見ましたけど、頑張っておられるので様子を見たいなというふうに思っております。以上です。

○13番委員 はい、ありがとうございます。

○議長 はい、ほかに何かありませんか。ないようでしたら、報告第8号はこれで終わります。続きまして、日程第6、議会総会に伴う事前調査委員の指名に入ります。事前調査の日程ですが、1月の11日午前9時より行いたいと思います。また、総会を1月12日午前9時から開催をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員 はい。

○議長 はい、それに伴います、事前調査委員に、6番の川越委員、7番の源島委員、20番の星原委員の指名をいたしたいと思いますがお三方よろしいでしょうか。

○お三方 はい。

○議長 はい。それでは、事前調査を9月8日、9時から総会を9月の11日、午前9時から行いますのでよろしく願いいたします。これで本日提案された議案並びに報告事項は全て終了しました。なお、議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくこと

をご了承ください。これで今回の総会を閉じたいと思います。お疲れ様でした。

○各委員 お疲れ様でした。

○事務局長 議長におかれましては、議事の進行ありがとうございました。これをもちまして令和

5年度第6回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長 田中 英一

委員 中村 一浩

委員 田嶋 英功

書記 魚住 雅彦